

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎認第1号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 日程により、認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（加藤晶子君） それでは、認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開き願います。

○議長（中村 敦君） すみません、少しマイク、近づけてもらっていいですか。

○会計管理者兼出納室長（加藤晶子君） 認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは、決算書を御用意願います。

3ページから14ページにございます下田市一般会計歳入歳出決算書から御説明申し上げます。

まず、7ページ、8ページをお開きください。

令和4年度の下田市一般会計の予算現額132億5,086万1,000円に対しまして、歳入総額は131億5,113万2,167円となりました。

前年度比5億4,060万5,639円、3.9%の減でございます。

不納欠損額は1,902万6,247円、前年度比532万1,484円、38.8%の増。収入未済額は2億3,481万7,454円、前年度比2,825万244円、13.7%の増でございました。

13ページ、14ページをお願いいたします。

歳出総額は121億4,958万152円で、前年度比6億2,366万3,298円、4.9%の減となり

ました。

歳出予算不用額は9億6,328万6,848円、前年度比8,562万4,298円、9.8%の増となりました。

予算現額に対する執行率は、歳入99.2%、歳出は91.7%で、歳入歳出差引額は10億155万2,015円、前年度比8,305万7,659円の増となりました。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入を御説明申し上げます。

1款市税収入済額29億31万9,241円、前年度比は1億2,895万8,794円、4.7%の増。この主な要因は、令和3年度の固定資産税、都市計画税のコロナ禍における特例軽減措置の終了によるものでございます。

歳入に占める構成比は22.1%、収入未済額は1億1,204万5,549円で、前年度比は1,426万8,713円、11.3%の減。不納欠損額1,683万3,913円、前年度比371万8,590円、28.4%の増でございます。

税別で見ますと、5項入湯税が決算額7,297万6,410円で、前年度比2,052万4,710円、39.1%の増となっておりますが、これは、コロナ禍による入湯客数の落ち込みが回復傾向にあるものと考えられます。

2款地方譲与税7,563万1,000円、前年度比122万4,000円、1.6%の増。3款利子割交付金110万8,000円、前年度比47万4,000円、30%の減。4款配当割交付金1,238万1,000円、前年度比446万、7.7%の減。5款株式等譲渡所得所得割交付金1,258万8,000円、前年度比650万4,000円、34.1%の減。6款地方消費税交付金5億4,763万3,000円、前年度比1,234万2,000円、2.2%の減。8款環境性能割交付金803万4,823円、前年度比109万4,823円、15.8%の増。9款法人事業税交付金4,355万3,000円で、前年度比1,527万4,000円、54%の増。10款地方特例交付金798万円、前年度比1億1,697万7,000円、93.6%の減で、要因は固定資産税、都市計画税の特例軽減措置による減収を補填するための新型コロナウイルス感染症地方税減収補填特別交付金の減によるものでございます。

11款地方交付税35億7,315万4,000円、前年度比3,273万円、0.9%の増でした。

5ページ、6ページをお開きください。

12款交通安全対策特別交付金166万9,000円、前年度比48万5,000円、22.5%の減。13款分担金及び負担金6,780万3,481円、前年度比121万377円、1.8%の減。不納欠損額は13万8,000円で、民間保育所等の利用者負担金でございます。

収入未済額は208万3,203円でした。

14款使用料及び手数料1億1,828万568円、前年度比485万4,541円、4.3%の増。収入未済額262万4,220円。15款国庫支出金23億2,676万8,835円、前年度比8,758万6,612円、3.9%の増。要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増によるものでございます。

16款県支出金6億2,675万8,625円、前年度比1億2,776万7,378円、16.9%の減。主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金及び新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業補助金の皆減によるものでございます。

17款財産収入3,788万9,542円、前年度比1,665万549円、78.4%の増。主な要因は、財務課所管分の市有地売却1,337万7,000円や、資源ごみ売払い代の増によるものでございます。

18款寄附金3億5,499万4,900円、前年度比5,814万744円、19.6%の増。主な要因は、ふるさと納税の増額によるものでございます。

19款繰入金5億7,459万104円、前年度比7,454万1,704円、14.9%の増。主な要因は、財政調整基金繰入金、ほのぼの福祉基金繰入金等の増によるものでございます。

20款繰越金9億1,849万4,356円、前年度比9,120万8,685円、11.0%の増。21款諸収入2億1,300万692円、前年度比2,287万8,336円、9.7%の減でした。

7ページ、8ページをお開きください。

22款市債7億2,850万円、前年度比7億6,320万円、51.2%の減。主な要因は、下田市統合中学校整備事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債の減によるものでございます。

なお、歳入決算額のうち、市税等の自主財源は51億8,537万2,000円で、前年度比3億5,026万5,000円、7.2%の増でございました。

地方交付税等の依存財源は、79億6,576万円で、前年度比8億9,087万1,000円、10.1%の減となり、構成比は自主財源39.4%、依存財源60.6%、自主財源の構成比が前年度より4.1ポイント増加いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

支出済額、前年度比の順に申し上げます。

1款議会費1億560万7,812円、前年度比184万2,081円、1.8%の増。2款総務費21億9,157万2,630円、前年度比1億1,114万3,364円、4.8%の減。3款民生費39億7,744万

2,949 円、前年度比 8,942 万 1,543 円、2.3%の増。4 款衛生費 12 億 803 万 2,484 円、前年度比 1 億 2,603 万 4,463 円、11.6%の増。主な要因は、母子保健相談指導事業、健康増進事業、伊豆斎場組合負担事務、ごみ収集事務等の決算額が前年度より下がった一方で、医療機関等物価高騰対策支援金、出産子育て応援金給付事業及び下田市営じん芥処理場集じん器改修工事といった新規事業の増加、新型コロナワクチン接種業務委託料、一部事務組合、下田メディカルセンター負担金、災害医療体制強化推進事業の災害用備蓄品購入費並びに広域ごみ処理施設整備事業費の増加によるものでございます。

5 款農林水産業費 2 億 4,236 万 589 円、前年度比 4,739 万 6,299 円、24.3%の増。主な要因は、水産振興事業のうち、キンメダイ高付加価値化調査業務委託や水産業基幹施設整備事業補助金の皆増のほか、漁港施設維持補修工事費、漁港海岸保全整備事業及び田牛漁港海岸保全施設整備事業の委託料の増加によるものでございます。

11、12 ページをお開きください。

6 款商工費 5 億 3,808 万 572 円、前年度比 1 億 6,693 万 5,419 円、23.7%の減。主な要因は、令和 3 年度事業であった事業継続支援給付事業、事業者応援金事業、感染拡大防止協力金交付事業等の減によるもの。

7 款土木費 14 億 997 万 8,326 円、前年度比 1 億 7,289 万 3,403 円、14.0%の増。主な要因は、道路維持事業、都市公園維持管理事業、市営住宅維持管理事業等の増によるもの。

8 款消防費 4 億 8,125 万 2,155 円、前年度比 7,209 万 4,762 円、13.0%の減。主な要因は、令和 3 年度実施の第 2 分団第 4 部詰所建設事業の皆減によるもの。

9 款教育費 11 億 2,453 万 8,629 円、前年度比 7 億 8,145 万 4,911 円、41.0%の減。主な要因は、中学校再編整備事業の完了や公民館管理運営事業等の減によるものでございます。

10 款災害復旧費 5,182 万 6,793 円、前年度比 1,355 万 3,775 円、35.4%の増。

令和 3 年度、災害復旧事業は 2 事業でございましたが、令和 4 年度におきましては、16 事業ございました。

11 款公債費 8 億 1,888 万 7,213 円、前年度比 5,682 万 3,594 円、7.5%の増。

13 ページ、14 ページをお開きください。

12 款予備費は歳入歳出調整及び充用等の結果、3 億 1,490 万 6,000 円の残額でございます。

続きまして、歳出決算事項別明細書で、目的別に主な支出を申し上げます。

79、80 ページをお開きください。

2 款総務費、企画課 0248（政策推進事業）、主なものは、ふるさと応援寄附に対する返礼品 1 億 1,201 万 950 円の支出でございます。前年度より 1,826 万 2,261 円増加しており、新規返礼品の拡充や、ふるさと納税サイトの追加等に努めました。

その結果、寄附件数、寄附額ともに増加し、前年度より件数は 1,040 件、寄附額は 5,866 万 6,000 円の増加となりました。

87、88 ページを御覧ください。

企画課 0225（新庁舎等建設推進事業）旧稲生沢中学校校舎改修工事設計業務委託 1,661 万円、新規事業といたしまして、新庁舎建設設計業務委託 1,793 万円の支出。

107、108 ページをお願いいたします。

防災安全課 0753（防犯対策事業）では、LED 照明導入促進事業を実施しており、10 年間の債務負担によるリース契約総額 3,935 万 9,520 円のうち、令和 4 年度は 393 万 5,952 円支出し、維持管理費として電気料 601 万 1,661 円を支出いたしました。

109、110 ページ、防災安全課 0860（防災対策総務事務）。

次の 111、112 ページに移りまして、機械器具費防災用備品（感染症対策分）にて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所運営において感染予防対策を徹底するため、災害用トイレ 12 基及び専用消耗品セット 24 セット、災害用テント 72 張りを購入いたしました。

次に、121、122 ページを御覧ください。

3 款民生費です。

福祉事務所 1012（住民税非課税世帯等臨時給付事業）ですが、次の 123、124 ページを御覧いただきまして、住民税非課税世帯等臨時給付金を 2 億 790 万円支出いたしました。

1013（価格高騰緊急支援給付事業）、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 1 億 4,725 万円は、新たな事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給付いたしました。

129、130 ページ、同じく福祉事務所 1120（障害福祉サービス事業）障害福祉サービス費等扶助費 3 億 9,226 万 726 円を支給いたしました。

139、140 ページを御覧ください。

福祉事務所 1502（児童手当支給事業）児童手当は 1 億 9,136 万 5,000 円を支給いたしました。

次に、143、144 ページをお願いいたします。

学校教育課 1600（民間保育所事業）保育所運営費扶助費 1 億 8,908 万 6,645 円の支出でございます。

153、154 ページを御覧ください。

福祉事務所 1751（生活保護費支給事業）扶助費 6 億 411 万 8,955 円を支出いたしました。次に、161、162 ページを御覧ください。

4 款衛生費でございます。

市民保健課 2023（新型コロナワクチン接種事業）、医師・看護師等の謝礼、委託料等事業総額が 1 億 9,398 万 354 円でございます。

167、168 ページをお願いいたします。

市民保健課 2080（一部事務組合下田メディカルセンター負担事務）負担金・出資金総額は 2 億 276 万 1,000 円の支出でございます。

173、174 ページをお開きください。

環境対策課 2300（焼却場管理事務）、下田市営じん芥処理場長期包括委託は、リスク分担分を含め、1 億 4,713 万円を支出。

175、176 ページをおめくりいただきまして、同じく環境対策課 2405（広域ごみ処理施設整備事業）生活環境影響調査業務委託は、1,254 万円の支出、施設整備基本計画策定及び PFI 等導入可能性調査業務委託は、1,540 万円の支出でございます。

続きまして、5 款農林水産業費。

193、194 ページを御覧ください。

産業振興課 3808（漁港海岸保全整備事業）漁港海岸長寿命化計画策定業務委託 1,001 万円の支出。

3809（田牛漁港海岸保全施設整備事業）田牛漁港海岸保全施設整備事業基本設計策定業務委託は、1,983 万 3,000 円の支出でございます。

6 款商工費です。

197、198 ページを御覧ください。

産業振興課 4056（原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金事業）は、新型コロナウイルス感染症対応の一環といたしまして、新規事業で 5,208 万 3,175 円を支出いたしました。

201、202 ページを御覧ください。

観光交流課 4250（観光まちづくり推進事業）、下田市観光協会等に対する各種補助金のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した O T A 事業やメディア

プロモーション事業に対する補助金に1億3,856万2,222円を支出いたしました。

203、204ページを御覧ください。

同課4253（世界一の海づくり事業）、下田市夏期海岸対策協議会補助金は、感染症対策分も含めて3,869万円の支出でございました。

7款土木費でございます。

211、212ページをお願いいたします。

建設課4550（道路維持事業）、市道鶴島大浦線のり面補修工事等維持工事費は、1億6,461万800円の支出。

8款消防費は223、224ページを御覧ください。

防災安全課5800（下田地区消防組合負担事務）負担金3億7,166万2,000円の支出でございました。

227、228ページをお願いいたします。

防災安全課5860（消防施設等整備事業）機械器具費2,566万4,100円の支出は、第2分団第3部ほか、2分団のポンプ自動車に消防団備品を更新配備し、消防力の強化に努めました。

9款教育費、261、262ページを御覧ください。

学校教育課6800（学校給食管理運営事業）賄材料費は、生活支援・物価高騰等分含め、7,747万5,764円の支出でございます。

265、266ページをお願いいたします。

生涯学習課6900（下田市民文化会館管理運営事業）市民文化会館改修工事費は、2億6,883万852円を支出いたしました。

以上で、一般会計歳出についての説明を終わります。

令和4年度の決算における新型コロナウイルス感染症対応に係る影響でございますが、歳入におきましては、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金等、終了したのもございます一方で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業補助金等、国県支出金の合計額は10億6,474万3,000円で、前年度比1億5,070万1,000円、16.5%の増となりました。

また、歳出におきましても、産業振興課所管の事業継続支援給付事業等、終了した事業もございますが、令和4年度新規に行いました4056原油価格・物価高騰対応事業者支援給付金事業をはじめ、プレミアム付商品券発行事業では、原油価格・物価高騰対応分といった新

たな事業を加え、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した経済を支援いたしました。

また、市民保健課所管の新型コロナワクチン接種事業におきましては、前年度より1,385万4,858円、7.7%の増となりました。

そのほか、各課におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業を行いました。

続きまして、1、2ページ、歳入歳出決算総括表並びに275ページの実質収支に関する調書について御説明を申し上げます。

歳入歳出差引額10億155万2,015円から翌年度繰越財源額5,093万8,000円を差し引いた9億5,061万4,015円が実質収支であり、翌年度への繰越額でございます。

この9億5,061万4,015円から前年度実質収支8億9,869万4,356円を差し引き、財政調整基金への積立て4億5,000万6,289円及び3億6,000万円を加味した令和4年度実質単年度収支は、1億4,192万5,948円の黒字となりました。

284ページから286ページをお願いいたします。

基金でございますが、基金の決算年度末現在高の合計額は、32億148万9,000円でございます。

各基金の決算年度中増減高及び決算年度末現在高は記載のとおりでございます。

以上で、認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑ないものと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認第1号議案は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ここに付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。よって、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

◎認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、認第2号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上の7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（加藤晶子君） それでは、認第2号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから認第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿は、2ページから8ページでございます。

提案理由は、各会計とも根拠法となる地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは、決算書を御用意ください。

まず、認第2号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

288、289ページをお開きください。

歳入決算額 823万5,450円。

290、291ページを御覧ください。

歳出決算額 569万8,576円、歳入歳出差引額は253万6,874円、予算現額に対する執行率は、歳入113.0%、歳出が78.2%でございます。

次に、292、293ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、1款1項1目財産貸付収入土地貸付料96万3,355円は、山葵田用地ほかの貸付料でございます。

1款2項1目不動産売払い収入は、立木売払い分集金で153万2,231円、3款1項1目繰越金413万9,656円は、前年度繰越金でございます。

294、295ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、3款1項1目基金積立金329万9,208円、稲梓財産区財政調整基金への積立てでございます。

財政調整基金は決算年度中に160万円を取り崩し、329万9,208円を積み立てまして、決算年度末現在高は2,292万703円でございます。

299、300ページを御覧ください。

財産に関する調書でございます。

(1)土地及び建物(2)山林は増減なし、2.基金の財政調整基金は、決算年度中に160万円を取り崩し、329万9,208円を積み立て、決算年度末現在高は、2,292万703円でございます。

以上で、認第2号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

続きまして、認第3号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

301、302ページを御覧ください。

歳入決算額908万6,637円。

303、304ページに行きまして、歳出決算額466万505円、歳入歳出差引額442万6,132円、予算現額に対する執行率は、歳入99.7%、歳出は51.2%でございました。

続きまして、305、306ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目広場使用料505万5,046円は、バス会社1社、タクシー会社3社及び地中管路等の駅前広場占用料。

3款1項1目繰越金403万1,268円は、前年度繰越金でございます。

307、308ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、1款1項1目総務管理費、主なものは、伊豆急行に対する下田駅構内トイレ管理費補助金93万6,380円。

3款1項1目下田駅前広場整備事業基金積立金では、100万323円を基金積立いたしました。

310、311ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

下田駅前広場整備事業基金は100万323円を積み立てた結果、決算年度末現在高は、3,331

万 8,700 円となっております。

以上で、認第 3 号 令和 4 年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

続きまして、認第 4 号 令和 4 年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

312、313 ページを御覧ください。

歳入決算額 401 万 1,852 円。

314、315 ページに行きまして、歳出決算額 401 万 1,852 円。歳入歳出差引額は 0 円で、予算現額に対する執行率は、歳入歳出とも 99.9%でございます。

続きまして、316、317 ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、1 款 1 項 1 目財産貸付収入 300 万 9,000 円は、下田駅前旧バスターミナル用地等の市有地の貸付収入。

318、319 ページをおめくりください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目公有財産購入費 100 万円は、旧下田グランドホテル用地の購入費。

2 款 1 項 1 目土地開発基金繰出金は、私有地貸付収入と預金利子の合計 301 万 1,852 円を土地開発基金へ積み立てたものでございます。

321、322 ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

土地開発基金は 100 万円取り崩し、301 万 1,852 円積立ての結果、決算年度末の現在高は、現金 3 億 1,300 万 6,644 円、公共用地取得特別会計貸付金は 100 万円増加し、決算年度末現在高は、1 億 6,300 万円です。

以上で、認第 4 号 令和 4 年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

続きまして、認第 5 号 令和 4 年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

323、324 ページを御覧ください。

歳入決算額 30 億 9,742 万 5,979 円。327、328 ページに行きまして、歳出決算額 30 億 1,522 万 275 円、歳入歳出差引額は 8,220 万 5,704 円で、予算現額に対する執行率は、歳入 98.3%、歳出は 95.7%でございます。

続きまして、329、330 ページをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げます。

1 款国民健康保険税収入済額 4 億 6,264 万 230 円、不納欠損額 2,621 万 3,000 円、前年度比 552 万 7,818 円の増加、収入未済額 8,393 万 6,595 円で、前年度比 2,091 万 7,828 円減少しております。

収入済額は、前年度比 242 万 6,932 円、0.5%の減、現年度収納率は 93.9%で、前年度比で 0.4 ポイントの減となりました。

331、332 ページを御覧ください。

4 款県支出金収入済額 21 億 9,077 万 4,945 円、前年度比 457 万 2,129 円、0.2%の減。

333、334 ページに移りまして、6 款繰入金、収入済額 3 億 3,070 万 1,390 円、前年度比 431 万 8,179 円、1.3%の増。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

341、342 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、支出済額 21 億 3,249 万 6,812 円、前年度比 2,069 万 6,973 円、1.0%の減。

令和 4 年度国民健康保険の医療費は、高額療養費について、前年度に引き続き高い水準となり、一人当たり医療費は 40 万 9,015 円で、前年度比 4.2%の増となりました。

国民健康保険税は、受益と支出のバランスを踏まえ、税率を平均 7%増額改定し、また、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額を 3 万円引き上げております。

354 ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

国民健康保険事業基金は 3,900 万 2,387 円積み立て、1 億 1,000 万円取り崩したことにより、決算年度末現在高は 2 億 1,186 万 4,089 円でございます。

以上で、認第 5 号 令和 4 年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

次に、認第 6 号 令和 4 年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

355、356 ページを御覧ください。

歳入決算額 28 億 2,571 万 7,399 円。357、358 ページに行きまして、歳出決算額 26 億 7,204 万 6,136 円、歳入歳出差引額は、1 億 5,367 万 1,263 円で、予算現額に対する執行率は、歳

入 97.5%、歳出は 92.2%でございます。

続きまして、359、360 ページをお開きください。

歳入の主なものを申し上げます。

1 款保険料、収入済額 5 億 2,043 万 200 円、不納欠損額 478 万 9,000 円、収入未済額 1,126 万 8,700 円。収入済額の前年度比は、538 万 8,340 円、1.0%の減でございます。

3 款国庫支出金 6 億 3,688 万 8,974 円、前年度比 266 万 2,002 円、0.4%の減。

361、362 ページをお開きください。

4 款支払基金交付金、6 億 3,088 万 9,997 円、前年度比 1,562 万 7,304 円、2.4%の減。

5 款県支出金、3 億 7,260 万 5,032 円、前年度比 1,001 万 5,163 円、2.8%の増でございます。

363、364 ページをお開きください。

8 款繰入金 4 億 7,918 万 6,475 円、前年度比 155 万 650 円、0.3%の減。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

371、372 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 23 億 1,872 万 1,164 円、前年度比 3,292 万 6,234 円、1.4%の増でした。

介護認定申請件数は 1,623 件、審査件数は 1,066 件で、決算年度末要介護・要支援認定者総数は 1,553 人です。

申請件数、審査件数ともに前年度より増加し、また、コロナ禍によるサービス利用控え等が解消し、保険給付費も増加いたしました。

388 ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

介護保険介護給付費準備基金は 1 億 788 万 6,582 円積立てし、4,000 万円取り崩したことにより、決算年度末現在高は 4 億 1,617 万 2,867 円でございます。

以上で、認第 6 号 令和 4 年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

続きまして、認第 7 号 令和 4 年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

389、390 ページを御覧ください。

歳入決算額 4 億 516 万 9,690 円。391、392 ページに行きまして、歳出決算額 3 億 9,802 万 1,270 円。歳入歳出差引額は 714 万 8,420 円で、予算現額に対する執行率は、歳入 99.2%、

歳出は97.4%でございます。

続きまして、393、394 ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 2 億 9,084 万 2,700 円、不納欠損額 39 万 7,500 円、収入未済額 115 万 7,200 円。収入額の前年度比は、1,484 万 2,150 円、5.4%の増でした。

3 款繰入金 9,952 万 5,405 円、前年度比 93 万 1,604 円、0.9%の増。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

397、398 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 7,039 万 4,405 円、前年度比 1,592 万 2,004 円、4.5%の増でございます。

なお、後期高齢者医療制度被保険者の令和 4 年度末被保険者数は 4,886 人で、前年度より 155 人増加いたしました。

以上で、認第 7 号 令和 4 年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

次に、認第 8 号 令和 4 年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

403、404 ページを御覧ください。

歳入決算額 2,633 万 673 円。405、406 ページを御覧いただきまして、歳出決算額 2,011 万 783 円。歳入歳出差引額は、621 万 9,890 円で、予算現額に対する執行率は、歳入 99.6%、歳出は 76.1%でございます。

続きまして、407、408 ページを御覧ください。

歳入の主なものを申し上げますと、3 款繰入金 1,400 万円、前年度比 100 万円、7.7%の増。409、410 ページ、6 款市債 520 万円、前年度比 380 万円、42.2%の減でございました。

411、412 ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 9000 事業費排水処理施設管理事業では、地方公営企業会計移行支援業務委託料等 989 万 995 円を支出いたしました。

以上で、認第 8 号 令和 4 年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認第 2 号から認第 8 号までの 7 特別会計の説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。御苦労さまです。

ここで休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

認第2号から認第8号までの当局の説明は終わりました。これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第2号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。これをもって、認第2号に対する質疑を終わります。

次に、認第3号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 今、読み上げていただいて、大変な御苦労だったということは分かるんですけども、私にとっては、案内人なしにジャングルに踏み入ったっていう感じがして、この数字が正しいかどうか、そして、ここに書いてある数字と違うことをおっしゃってる、それに対して、それが一体どこに記載されてあるのか、そして、それが正しいかどうか判断する時間がなく、次々についていってしまうということに非常な危機感を覚えています。

例えば、176ページ、この一番最後の行に施設整備基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務委託っていうのに1,540万円支出されていますが、私は何度も民営化の

○議長（中村 敦君） すみません、長友議員、今、質疑が許されているのは、認第3号。

○5番（長友くに君） 全般に

○議長（中村 敦君） 長友議員、すみません。

○5番（長友くに君） 改まって考える時間がなく承認したことになっていくということだと、非常に、ここにいる意味が薄れてしまうという、そういう危惧を申し述べたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 認第3号に対する質疑を許します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑ないものと認めます。これをもって、認第3号に対する質疑を終わります。

次に、認第4号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） グランドホテルを100万円で買うということの支出が出ていようかと思いますが、この清算人に、破産法に伴う清算金額として100万円を払ったと。それが購入代金であると、こういうことになろうかと思うわけであります。

そうしますと、この100万円の内訳はどうなっているのかと、当然、破産財産として、100万円のうち幾らかは破産財団に入り、そして、2億円の抵当権者と10億円の転抵当権者、この2人の担保権がついてるわけですので、100万円のうちの幾らかは当然、ここに支払われると。

そして、さらに、公そのものの登記料は無料かと思いますが、登記に伴う事務費は当然支払うと。事務費は幾らなのかと。

100万円を買ったと言いながら、その実態はそのような破産法に基づきます精算金ついていますか、そういう具合にも理解ができるわけですので、その内訳はどのようになっているのか。そして、なぜ弁護士さんと話し合って100万円の金額を決めたんだと思うんですが、経過の中では、100万円でもなくていいと、ゼロでもいいんですよと、こういう見解もあったかと思うんですが、それらを含めて、どういうわけで100万円ということで、千葉地裁及び弁護士、そして、それらの関係者と話がついたということになったのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） この旧下田グランドホテルの、まず、経過で言いますと、所有者輝トータルハウジング株式会社様が破産手続に入ったことから、その破産管財人の弁護士より当該物件につきましては、売却先が見つからない状況であり、破産手続が完了し、破産管財人の業務が終了すると所有者不在となり、管理者がいなくなる事態となってしまうことになると。

そのようなことを避けるために、裁判所と協議が必要となるものの、下田市に取得の意向があるのであれば、破産法第186条の担保権消滅の申立てにより、下田市を売却とする担保

権消滅の手続を進めたいとの打診を受けて、検討を始めたものでございます。

様々な計画等につきましては、全協及び議会のほうでお話のほう、させていただいて、100万円という金額も含め、御審議いただき、当初予算に計上させていただいたものと考えてございます。

そちらの100万円のお支払いにつきましては、破産管財人との契約に基づきまして、支払い先、請求書につきましては、千葉地裁の方にお支払いしたという形になってございます。

市の執行といたしましては、契約に基づき、100万円の金額を千葉地裁に支払ったと。

そのほか、その100万円を受け取った後、破産管財人の方ですとか裁判所の方、いろいろやり取りはあるかと思えますけれども、そちらのその後につきましては、下田市の私どものほうから述べることではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 金額の内訳につきましては、抵当権者個人情報に関わるものとして、情報公開請求においては非開示ということになっております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） この100万円についての購入は、確かに下田市が買わないと所有者不在になってしまうので、下田市が買うんだと。しかし、その100万円の金額については、稲梓診療所等の登記の実例等々を含めて、あるいはまた、この清算人に伴う抵当権者が5%を積み買戻しがされてしまうと、こういう状況があるので、一定の金額が必要なんだと、こういう説明を当局はしてきたと思うわけです。購入代金として説明をしてきたと。

破産管財人の財産に組み入れる金額がなるんだと、当権者に話をつけるために、幾らかの金を払って話をつけるんだと、そういう説明は一切してこなかった。土地を購入するための100万円だと。

しかし、その実態は、破産管財に伴う弁護士が抵当権者と話をつけ、幾ら払ったのか知らないけど、話をつけ、残った金は破産財団のほうに組み入れて、それを債権者に配当をする資金にすると、こういうことが明らかではないですか。そういう説明を一度でもしたんでしょうか、当局は。

事実をきっちり説明をせずに、100万円が土地購入費だと、こう言い続けてきたと思うんですけど、違うんでしょうか。

それから、土地は100万円で購入したと。建物は無料で提供を受けていると。寄附するから受け取ってください、受け取ります。その実態は、解体費に5億もかかると当局は言うわけです。

100万円で5億円の債権を手に入れるという、訳の分からない仕組みをしてるんじゃないでしょうか。そして、既に500万からの、この安全対策をしなければならないという、こういう状況になってるんじゃないかと思うんです。

そして、二十数年という長い間、あの建物には固定資産税がかけられ、納入されてこなかったんでしょから、当然、下田市は、固定資産税等を通じた、この債権者の一人だと思うわけです。

そうしますと、その債権をどのように担保しようとしているのか。あわせて、若干、関連で恐縮ですが、回答できれば御回答いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） 100万円につきましては、購入金額、なぜ100万円にしたのかという議論につきましては、多くの議論がなされてたというふうに思います。

その説明の中では、今回、本来、破産管財人としては、する必要のない、抵当権抹消に係る手続を、今回あえて市が申し出ることになってすると、そちらの手続等に値する費用として、市のほうとしても、幾らぐらいにするべきかというのを検討させていただきました。

市のほうで、いろいろ登記をしたり、そういった手続をするに当たって、やるとしたら幾らぐらいかかるだろうかと、そういったのを参考にして、ただし、正解というものはございませんので、一応、100万円と設定させていただいて、そちらの金額についても、皆様で審議していただいたという所存でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） あと、100万円で、4億から5億円の解体費がかかるという旨につきましては、購入したものを解体し、その後、下田市公園も含めて、防災機能等を考慮した整備を考えていかなければならないということを申し上げた上で、予算が承認されたものと認識しております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君、3回目です。

○12番（沢登英信君） 結局、この破産管財の精算に伴う手続料が100万円だと、こういう言い方をしてきたと思うんです。手続きの費用がかかるんだと。

しかし、その実態は、手続ではなくて、弁護士がこの抵当権者と話をつけるための金に使われてるんだ。そして、残ったものは、ここの財団に組み入れて、配当の資金にされてるんだと。そういうことをきっちり説明もせず、手続費用だ、手続費用だと、こうやってきたんではないでしょうか。

そして、これに関わった弁護士は、大変親切な弁護士だと、訳の分からない評価を皆さんはしてくると。弁護士は単に弁護士としての仕事を、破産管財人としての仕事をしたという、それだけにもかかわらず、いい弁護士だとか、親切な弁護士だとか、訳の分からない見解が出てくると。どうしてそんな見解が出てくるのかと、その点についてお尋ねしたいと思いますし、なお、防災公園にしていくんだなんていうのは、棚上げしていただきたいと。

防災公園としていくんだというなら、今、何をやってるのか。防災公園としての方向、どんなことを検討しているのかと。検討せずに、しばらく棚上げしていくのが、私は一番ベターだと思いますが、そんなことを言うんだとすれば、何をどう検討しているのか。

それから、先ほど言うておりますように、下田市は、私は債権者だと思うんですけど、債権者じゃないのかどうなのか。

固定資産税の、この滞納額をどう徴収しようとしているのかしないのか、答弁がございません。答弁を頂きたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 弁護士のお話、親切等々のお話につきましては、これまで全員協議会においても、何回か申し上げたと思います。

通常、こういった破産手続が行われまして、こういった情報もなく、もう破産手続きが粛々と進められてしまう、そうしますと、土地の購入者がいなくなり、今後の取扱いに支障が出るということを懸念されて、一報をくれたと。そういうことをした弁護士のことを、私たちの顧問弁護士に相談したところ、普通そんなことはしない、親切だ、ある意味、親切的な弁護士ということをお助けいただきました。

私からは以上です。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 申し訳ありません、あと、検討状況につきましては、これも議会の一般質問等の中で答えておりますが、今年度から来年度にかけて基本構想を作成し、その

後、基本設計、実施設計、解体整備へと移っていく、今構想をつくってる最中です。

で、今年度、建設課におきまして、みどりの基本計画を発注しております。みどりの基本計画の中では、公園の在り方についても、いま一度再考する予定ですので、このグランドホテルも絡めて、どのようにしていくか検討していく予定となっております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 税務課長。

○税務課長（土屋武久君） 債権の関係でございますが、個別の案件については、地方自治法の規定によりお答えはできないんですけれども、破産手続の中である程度余剰、余剰といえますか、配当するものがあれば、税のほうに配当があるんですけれども、費用不足により破産手続が廃止等になりますと、大体的場合、税のほうにも配当が来ないということになっております。

私のほうからは以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） ここに表れてる金額は100万円ということですが、この影に非常に複雑な事情が潜んでいる、つまり、これは地上に出た岩のかけらの一つに過ぎず、この地面の下にはどれだけのお金がっているか、岩が含まれているのかということが、私たちに推測できないわけですね。そういうのを100万円という、その用地取得費、今、お話、伺ってたら、これは千葉地裁に払ったとかいうことで、用地を取得した費用と言えるのかどうかが非常に疑問になります。

そして、これから計画つくっておっしゃいましたけれども、市の行政っていうのは、そういうもんなんですか。これから計画、つくる、まず、土地を買っちゃって、そして、これから市民のためにどんなことをしたら役に立つかって、それ、逆なんじゃないですか。

市の計画、見取り図っていうものを先につくって、そして、ここに公園が必要、あるいは防災拠点が必要だから、ここを、じゃあ、取得していこうという、そういう段取りっていうのが必要じゃないか、行き当たりばつりに、ああ、売りに出されたから買っちゃおうみたいなことで、市の行政っていうのが進んでいくっていうことに対して危惧を感じるんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） こちらの用地購入費につきましては、通常の売買ではなく、破産法に基づく購入ということになってますので、千葉地裁に破産管財人さんのほうに払うと、支払先は千葉地裁でございました、になっているというものでございます。

あと、公共用地取得特別会計というので、まず、その意義なんですけれども、通常、本来もう既に事業計画がありまして、用地を購入するのであれば、直接一般会計のほうで、国の補助ですとか地方債を活用して買うというのが一般的でございます。

しかしながら、そのような実際の事業実施に至ってない状況、こちらのタイミングにつきましては、あくまでも、もちろん、破産管財人さんのほうの破産に関する手続、今でしたらというお話を伺ってアクションしたものでリアクションしたものでございますので、タイミングについては、我々から持ちかけたものではないと。

で、先ほども何度も説明しておりますけれども、このタイミングでなければ所有者不在になってしまうと、そういった事態は避けたいよと、しかしながら、計画がないという部分で、公共用地取得特別会計を使って取得したというものでございます。

公共用地取得特別会計で先行取得した場合は、その際、後で事業を実施する場合には、一般会計のほうで買い戻すという形になります。その際、買い戻す際に、国庫補助、地方債対象の事業でありましたら、もう既に取得してあるものですが、一般会計と、特別会計、公共用地取得特別会計の売買の際に、国庫補助、地方債を適用するというルールがございます。

そちらを適用するために、公共用地取得特別会計で一旦、買わせていただいて、もう一度実施する事業につきましては、後ほど、後で精査の上、提案させてもらうという形でございます。その点をちょっと御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 今、御説明いただいて、まだ納得はできないんですけども、つまり、市の将来計画っていうものに、グランドデザインっていうものはないんですか。何かバーゲンセールに飛びついちゃうおばさんみたいなね、そんなことで市の行政が行われてていいのかどうなのか。

予算って限りがあるもので、100万円だから安いだらうっていうことで取得していいものでもないような気が私にはするんですけども、いや、これを今、ここでこんな議論しててもしょうがないので、やはり、市を、どういうふうにもちづくりをしていくのかということ

は、しっかりした計画に基づいて、そして、市民の合意の下に進めていただきたいというのが私の要望です。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

7番 岡崎大五くん。

○7番（岡崎大五君） このグランドホテルの購入に関しましては、私は賛成なんですね。というのは、私、空き家バンク、やっておりましたんで、非常によく分かる。

所有者不在っていうことは、何もできないっていう、行政が何もできなくなってしまう、個人はもう、もちろん何もできない、行政も何もできない、そんな土地がこの伊豆半島には山ほどあります。

僕が住んでいる吉佐美苑の別荘地も、開発業者が開発をして、倒産して逃げたものですから、その開発業者の名前でいまだに登記されている山とか道とか、山ほどありまして、で、一時、何年か前、石井市長のときに、別荘地の中の道を市道にしてほしいというようなお願いに行ったときに、あまりにも所有者がたくさんいるっていうことと、あと、所有者が不在である、もうこの世にいないと。会社なんか倒産したら、この世にいないわけですから、そういうふうなものがあるって、一人一人の、一つ一つの許諾を取るのが難しいということで、私どもとして、今、管理事務所が、自治会をつくって管理事務所がそれをやっていると。それの私、代表もやってるわけですけども、そんな中で、ですから今回、所有者不在になりかねない、そんな土地がありますよということで、ましてや下田の正面にある、昔から皆さんが頭が痛かったグランドホテルだっていうことに対して、今まで固定資産税が当然、請求されてきたらと思うんですね。

で、空き家バンクやる場合は、その固定資産税、空き家バンクの場合は、一般に所有者がいらっしやいますんで、固定資産税納付済証というのをを出していただいてやるんですが、その固定資産税が幾らだったのか、このことをお聞きしたいと。

で、その固定資産税に対して、どのぐらいの評価が妥当なのかっていうようなこと、マイナスの評価も含めてね、考えていくっていうのが評価の出し方になっております。

そして、もうあと2点ほど質問があるんですけども、これ、公共の土地なんで、登録免許税はどういうふうになっているのか。それから、土地取得税ですね、県のほうに通常でしたら納める土地取得税がどのようになっているのか。その辺のことも併せてお尋ねしたい。すなわちそれが土地評価額から算出される税でございますんで、そこら辺のことを明らかに

していただきまして、100万円っていうことの意味づけも少し補足できるのではないかなと
いうことで、御質問させていただきということです。

○議長（中村 敦君） 税務課長。

○税務課長（土屋武久君） 固定資産税が幾らかっていう御質問ではありましたが、個別の案件につきましては、地方税法の規定によりお答えすることができませんけれども、一般的に、鉄筋コンクリートのあれだけの建物となりますと、相当の税額がかかることが予想
というか、推測されます。よろしいですか。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） 公共用地ですので、100万円等の中には、その他税金のほうはか
かってございません。

○議長（中村 敦君） 7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君） そうしましたら、あの辺の建物の金額は相当の額があるだろうと。そ
れで、土地の値段ですけれども、山ですから、そんなに高くはないと思うんですが、3丁
目から続いているので、一般的に考えると、坪二、三万ぐらいになるのかなというような気
もするんですが、平米で言うと、どのぐらいの平米が全体的にありますでしょうか。

で、その平米掛ける坪単価で大体のその評価額っていうのは一般的に推察できるような額
になってくると思うんですけども。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 土地につきましては、1万4,454平米、建物につきましては、延
べ8,047平米となっております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） 土地の関係につきましては、決算書の321、322ページ、財産に
関する調書のほうに記載されておりますので、先ほど建設課長が言った数字でお願いいたし
ます。

あと、金額につきましても、そもそも、あの土地につきましては、評価額が幾らで、幾ら
相当の土地であるから、下田市が買いたいとしたわけではないということでございます。

そういった部分ではなくて、あくまでも、あの土地が管理者不在になるのを避けるため、
今回の破産法において手続をするに当たって、幾らを提示するのが適当だろうかという部分
で検討し、出した数字でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、認第4号に対する質疑を終わります。

次に、認第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑ないものと認めます。これをもって、認第5号に対する質疑を終わります。

次に、認第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。これをもって、認第6号に対する質疑を終わります。

次に、認第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。これをもって、認第7号に対する質疑を終わります。

次に、認第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。これをもって、認第8号に対する質疑を終わります。

以上で、認第2号から認第8号までの各特別会計の決算認定に対する質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認第2号から認第8号までの、令和4年度下田市の各特別会計の歳入歳出決算7件につきましては、決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。よって、決算審査特別委員会に付託することと決定いたしました。

◎認第9号、認第10号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第10号 令和4年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上2件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） それでは、認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について及び認第10号 令和4年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括して御説明申し上げます。

まず初めに、認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてでございますけれども、議案件名簿の9ページをお開きください。

本決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、同会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和4年度下田市公営企業会計決算書を御用意願います。

決算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市水道事業報告書でございます。

1、概況（1）総括事項でございます。

下田市水道事業における本年度の年間有収水量は、316万8,202立方メートルと、前年度に比べ、5万3,546立方メートル、1.7%の増となりました。

総配水量は、347万6立方メートルで、有収率は91.3%となり、前年度と比べ、6.2ポイントの増となりました。

また、本年度の配水管破損件数は19件と、前年度に比べ、2件の減となりました。

本年度も漏水調査を行い、漏水防止に努めるとともに、石綿管布設替え工事を実施いたしました。

また、水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対し、2件、14万8,000円の補助金を交付いたしました。

アの収益的収支の状況でございます。

事業収益は6億655万2,441円、事業費用は5億4,570万6,042円となり、この結果、経常利益及び当年度純利益が6,084万6,399円となりました。

事業収益の内訳は、営業収益による給水収益5億6,593万5,037円で、収益全体の93.3%を占め、供給単価は1立方メートル当たり178円63銭となりました。

このほか、営業収益では、受託工事収益が497万4,708円、その他営業収益が810万1,269円となりました。

営業外収益では、他会計繰入金430万5,899円で、内訳は消火栓維持管理負担金課税支出分が69万4,100円、同じく消火栓維持管理負担金付加税支出分が19万1,799円、課長兼務負担金300万円、児童手当負担金42万円となり、長期前受金戻入が2,219万8,344円、雑収益が103万6,564円、受取り利息及び配当金が620円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で原水及び浄水費が9,511万285円、配水及び給水費が7,657万3,522円と、施設の維持管理に要する費用が全体の31.4%を占め、受託工事費が1,679万7,449円、業務費が2,453万5,681円、総係費が3,855万3,137円、資産の保有に伴う経費である減価償却費が2億5,645万8,144円、資産減耗費が62万3,939円、その他営業費用が8万8,422円となりました。

営業外費用は、企業債の支払利息が3,677万5,227円、雑支出が19万236円となりました。

給水原価は、1立方メートル当たり159円91銭となり、この結果、有収水量1立方メートル当たりの利益は、18円72銭、料金回収率は111.71%となるものでございます。

2ページをお開きください。

この資本的収支の状況でございます。

資本的収入3億2,652万円、資本的支出6億270万3,154円の事業執行となりました。

収入の内訳につきましては、企業債3億2,100万円、他会計からの補助金552万円でございます。

また、支出の内訳は、建設改良費が4億4,788万5,748円、企業債償還金が1億5,363万5,588円、その他資本的支出が118万1,818円でございます。

建設改良費の主な内容は、改良工事費が3億8,220万6,475円で、3丁目地区及び折戸地区の配水管改良工事、敷根配水池送水設備改良工事、新武山配水池築造工事及びポンプ棟建設工事を行ったほか、第6次拡張事業費が4,202万5,000円で、上大沢第3増圧ポンプ設置工事及び上大沢第4ポンプ場建設工事、固定資産購入費が2,365万4,273円で、加圧式給水

車の購入、水道料金システム機器の更新、市内各所に新設量水器を整備いたしました。

また、本年度の企業債償還額は1億5,363万5,588円で、年度末残高は、31億746万3,679円となるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,618万3,154円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,868万9,571円、当年度損益勘定留保資金2億3,393万3,739円、減債積立金355万9,844円で補填いたしました。

ウの消費税及び地方消費税の状況でございます。

事業の執行に伴う本年度の借受消費税及び地方消費税は5,798万4,050円、仮払消費税及び地方消費税は5,707万7,345円となり、納税計算端数処理及び貸倒れに係る税額等の計算を行いましたところ、本年度における消費税及び地方消費税は、89万4,100円の納付となるものでございます。

3ページを御覧ください。

エの各年度給水原価算出表と、オの各年度供給単価算出表は、平成25年度から令和4年度までの一覧表でございます。

4ページをお開きください。

(2) 経営指標に関する事項で、中段の表は令和2年度から令和4年度までの経営指標の推移を示したものでございます。

令和4年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、経常収益が増加し、経常費用が減少したことから、前年度比3.6ポイント増の111.15%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比5.55ポイント増の111.71%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.64ポイント増の58.03%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比1.00ポイント増の41.69%と、施設の老朽化が進んでいるのに対して、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.11ポイント減の0.23%にとどまっております。

これは、いまだ更新需要のピークを迎えていないこと、管路以外の施設の更新を優先的に実施しているためであり、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

下段（３）は議会議決事項、５ページ上段の（４）は行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

５ページ中段の（５）は職員に関する事項でございます。

令和４年度は、条例定数１４名に対し、令和３年度末より正職員が１名減の９名と会計年度任用職員４名の、総計１３名により、業務を行っております。

５ページ下段の（６）は料金その他供給条件の設定変更に関する事項でございますが、該当事項はございません。

６ページをお開きください。

６ページは資産取得表でございます。

建設改良費の概況につきましては、７ページに改良工事費、８ページ上段に第６次拡張事業費を、８ページ下段に固定資産購入の概況を列記してございますので、御確認をお願いいたします。

９ページを御覧ください。

保存工事の概況でございますが、こちらも後ほど御確認をお願いいたします。

１０ページをお開きください。

３．業務（１）業務量、アは令和４年度の業務量を列記してございます。

１１ページを御覧ください。

上段イは月別有収水量でございます。下段（２）は事業収入に関する事項で、アの事業収益といたしまして、営業収益、営業外収益、各項目の金額と構成比、前年度比較を行っております。

１２ページをお開きください。

上の表イは給水収益で、普通給水と特別給水の区分となっております。下の表（３）アは事業費に関する事項のうち、事業費用でございます。営業費用と営業外費用の各項目の金額構成比と前年度比較を行っております。

次に、１３ページは、イの費用構成の表でございます。

項目の構成比や有収水量１立方メートル当たりの単価と前年度比較を行っております。

１４ページをお開きください。

４．会計（１）企業債及び一時借入金の概況でございます。

こちらは、冒頭総括事項で概要を報告させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

イの一時借入金については、令和4年度中の借入れはございませんでした。

次に、(2) その他会計経理に関する重要事項でございます。

まず、アの棚卸資産でございますが、本年度末残高は1,947万9,914円で、棚卸資産購入額は1,073万5,099円でございます。

イの他会計借入金はございません。

ウの消費税につきましては、冒頭、総括事項で報告させていただきましたが、内容を記載してございます。

15ページをお開きください。

これより決算書となります。

令和4年度下田市水道事業決算報告書でございます。

予算に対する執行状況を表しています。

冒頭の事業報告書と重複もございますが、説明させていただきます。

初めに、(1) 収益的収入及び支出でございまして、税込額で表示しております。

収入でございますが、1款水道事業収益は、予算額6億6,983万8,000円に対しまして、決算額6億6,452万3,614円で、執行率は99.2%でございます。

決算額の内訳は、1項営業収益6億3,690万3,756円、2項営業外収益2,761万9,858円で3項特別利益はございません。

次に、支出で、1款水道事業費用は、予算額6億1,609万6,000円に対しまして、決算額は5億6,401万1,726円で、執行率は91.5%でございます。

決算額の内訳は、1項営業費用が5億2,614万58円、2項営業外費用が3,707万1,668円で、3項特別損失及び4項予備費はございません。

16ページをお開きください。

(2) の資本的収入及び支出の収入でございますけれども、1款資本的収入は、予算額3億7,302万4,000円に対しまして、決算額3億2,652万円で、収入率は87.5%でございます。

決算額の内訳は、1項企業債が3億2,100万円、4項他会計からの補助金が552万円となっており、2項水道負担金、3項他会計からの出資金、5項固定資産売却代金及び6項負担金はございません。

次に、支出で、1款資本的支出は、予算額6億4,394万7,000円に対しまして、決算額6億270万3,154円で、執行率は93.6%でございます。

決算額の内訳は、1項建設改良費は4億4,788万5,748円、2項企業債償還金は1億5,363万5,588円、3項その他資本的支出は118万1,818円でございます。

17ページを御覧ください。

令和4年度下田市水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は消費税抜きの額でございます。

1の営業収益は、5億7,901万1,014円、2の営業費用は5億874万579円で、営業利益は7,027万435円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は、2,754万1,427円、4の営業外費用が3,696万5,463円で、経常利益が6,084万6,399円となり、5の特別利益、6の特別損失はございませんので、当年度純利益も同額の6,084万6,399円となるものでございます。

前年度繰越利益剰余金はなく、その他未処分利益剰余金変動額が355万9,844円でしたので、当年度未処分利益剰余金は6,440万6,243円となるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

令和4年度下田市水道事業剰余金計算書でございます。

こちらも消費税抜きの金額となっております。

まず、資本剰余金でございますが、当年度は変動ございません。その結果、令和4年度末残高は、144万4,400円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございます。

まず減債積立金は、前年度処分後残高3億3,076万1,220円から当年度減債積立金の取崩し355万9,844円を差し引いた3億2,720万1,376円が当年度末残高でございます。

建設改良積立金は、当年度の積立て等はなく、残高3,000万円でございます。

当年度未処分利益剰余金は、前年度処分後の残高はなく、減債積立金取崩し額355万9,844円に当年度の純利益6,084万6,399円を加えた6,440万6,243円が当年度末の残高となります。

次に、18ページ下段の令和4年度下田市水道事業譲与金処分計算書でございます。

地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき制定いたしました下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例第2条第1項に基づき、未処分利益剰余金につきましては、資本的収支の補填財源として使用した355万9,844円を資本金に組み入れ、残余の6,084万6,399円を減債積立金に積み立てる処分を行ったものでございます。

続きまして、20 ページをお開きください。

令和4年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してございます金額、69億1,106万7,430円で、前年度決算に比べまして、2億1,178万8,615円の増となっております。

21 ページを御覧ください。

負債の部で、負債合計は36億763万6,875円でございます。

22 ページをお開きください。

次に、資本の部で、資本合計33億343万555円となり、負債資本合計は69億1,106万7,340円で、前ページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

23 ページを御覧ください。

令和4年度下田市水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億1,009万9,911円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス4億485万7,995円、財務活動によるキャッシュ・フローが1億6,736万4,412円となり、資金増加額が7,260万6,328円となるものでございます。

令和4年度資金期首残高2億9,438万5,332円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が3億6,699万1,660円となるものでございます。

次に、24 ページの注記でございますが、地方公営企業法施行規則第35条に基づき添付してございます。

次の25 ページから36 ページにつきましては、附属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長、一括議題の説明の途中ですが、ここで休憩したいと思います。1時15分まで休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後1時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、説明をお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） では、続きまして、認第 10 号 令和 4 年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案案件名簿の 10 ページをお開きください。

本決算につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和 4 年度下田市公営企業会計決算書の 37 ページをお開きください。

令和 4 年度下田市下水道事業報告書でございます。

1. 概況（1）総括事項でございます。

本年度の汚水処理の状況でございますが、年間総処理水量が 124 万 3,254 立方メートルで、前年度対比 0.6%の増、年間総有収水量が 94 万 3,349 立方メートルで、前年度対比 7,620 立方メートルの減となり、有収率は 75.9%となりました。

有収水量は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少からの回復が芳しくなく、前年度とほぼ同数となりました。

施設整備の状況につきましては、管渠の耐震化や老朽化したマンホールぶたの更新等を主体としたため、本年度末の整備済み面積は 289.42 ヘクタールとなり、計画面積に対する整備率は、前年度同様の 90.6%、処理及び供用開始面積も 289.42 ヘクタールで、計画区域内人口に対する普及率は 80.5%、接続率は 74.6%となりました。

アの収益的収支の状況でございます。

本年度の事業収益は 8 億 6,301 万 9,103 円、事業費用は 7 億 305 万 2,307 円となり、この結果、当年度純利益が 1 億 5,996 万 6,796 円となりました。

事業収益の内訳は、営業収益における下水道使用料が 1 億 2,811 万 6,150 円で、収益全体の 14.8%を占め、有収水量 1 立方メートル当たりの使用料単価は 135 円 81 銭となりました。

このほか、営業収益では、その他営業収益が 9,091 円でございます。

営業外収益では、一般会計からの繰入金金が 5 億 1,336 万 9,000 円で、収益全体の 59.5%を占め、次いで、長期前受金戻入益 2 億 2,138 万 4,657 円、雑収益 13 万 9,379 円、受取り利息及び配当金が 826 円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で管渠費が 716 万 60 円、処理場費が 1 億 6,343 万 4,687 円と、施設の維持管理に要する費用が全体の 25.7%を占め、事業活動全般に関する経費である総係費が 3,239 万 4,809 円、資産の保有に伴う経費である減価償却費が、4 億

4,011万9,303円、資産減耗費が266万4,052円となりました。

営業外費用は、企業債の支払利息が4,716万433円で、雑支出が3万2,700円となりました。

汚水処理費は2億1,302万2,256円で、年間総有収水量で除して算出した汚水処理原価は1立方メートル当たり225円81銭となり、経費回収率は60.14%でございます。

イの資本的収支の状況でございます。

資本的収入2億3,992万9,030円、資本的支出6億7,326万4,981円の事業執行となりました。

収入の内訳は、企業債9,800万円、国庫補助金9,390万円、一般会計からの出資金4,563万1,000円、受益者負担金239万8,030円で、支出の内訳は、建設改良費2億2,940万6,152円、企業債償還金4億4,385万8,829円でございます。

建設改良費の主な内容は、管渠整備事業費が4,806万6,143円で、アクションプランに基づく未普及対策として、下田地区の管渠整備、総合地震対策計画に基づく下水道管渠耐震工事、ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の取替えを行ったほか、処理場改良事業費が1億8,105万4,009円で、下田浄化センターの機械設備更新工事、無停電電源装置更新工事、武ガ浜ポンプ場電気設備更新工事、機械設備更新工事を発注いたしました。

固定資産購入費が28万6,000円で、不明水対策用物品を購入いたしました。

また、本年度の企業債償還額は4億4,385万8,829円で、年度末残高は43億7,918万1,647円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,333万5,951円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,073万4,275円、当年度分損益勘定留保資金2億2,139万8,698円、減債積立金取崩し額1億4,273万4,308円、当年度利益剰余金処分額5,846万8,670円で補填いたしました。

ウの一般会計からの繰入金の状況でございます。

本年度は、収益的収入で、他会計負担金として5億1,336万9,000円、資本的収入で、他会計出資金として4,563万1,000円、合計5億5,900万円の繰入れを受けております。

この繰入金につきましては、総務省が定めた地方公営企業繰出金についてに基づくものであり、他会計負担金は、分流式下水道等に要する経費として、資本費の一部に対して繰入れを受けたもの、他会計出資金は、企業債の償還に要する経費として、同通知に定められた企業債の元金償還金の一部に対して繰入れを受けたものでございます。

エの消費税及び地方消費税の状況でございます。

事業の執行に伴う本年度の仮受消費税及び地方消費税は、1,282万4,014円、仮払消費税及び地方消費税は、3,898万6,951円となり、特定収入に係る税額、貸倒れに係る税額等の計算を行った結果、本年度における消費税及び地方消費税は、1,741万8,434円の還付となりました。

なお、前出の他会計負担金は、充当先が減価償却費等の資本費であることから、特定収入以外の付加税収入として取り扱いました。

39 ページを御覧ください。

オの各年度使用料単価算出表とカの各年度汚水処理原価算出表でございます。

平成30年度までは、特別会計でそれぞれ税込値として示しておりましたので、参考といたしまして、平成30年度から令和4年度までの税込値を示した一覧表を記載させていただきました。

40 ページを御覧ください。

40 ページ上段の(2)は経営指標に関する事項で、中段の表は、令和元年度から令和4年度までの経営指標の推移を示したものでございます。

令和4年度決算における経営成績について、経営の健全度を示す経常収支比率は、コロナウイルス感染症の影響による有収水量の減少からの回復が芳しくなく、また、管渠老朽化に伴う不明水の影響もあり、前年度比6.77ポイント減の122.75%となりました。

健全経営の水準とされる100%を大きく上回っておりますが、この要因としては、経常収益の59.49%を占める一般会計からの負担金によるところが大きく、経営基盤の安定化に向けて、使用料収入の確保に努めてまいります。

また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比19.14ポイント減の60.14%となり、事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を下回っており、不足分につきましては、一般会計からの繰入れを行っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比3.52ポイント増の15.38%となっており、一見老朽化の度合いは低いように思えますが、施設は平成4年度供用開始で約30年が経過しております。

比率が低くなった要因は、分母となる償却対象資産の帳簿原価が、公営企業移行時の固定資産評価において、経過年数に相当する減価償却累計額を控除した額となっているためと考えられます。

下段の（３）は議会議決事項でございます。

41 ページをお願いします。

上段（４）は行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

中段の（５）は職員に関する事項でございます。

令和４年度は、水道事業との兼務である課長職を除く正職員４名と会計年度任用職員１名の総計５名により業務を行っております。

下段の（６）は料金その他供給条件の設定・変更に関する事項でございますが、該当事項はございません。

42 ページを御覧ください。

上段は、令和４年度の資産取得表でございます。

中段の（１）改良工事の概況でございますが、アといたしまして、管渠整備事業費を、次の43ページにイの処理場改良事業費、（２）といたしまして、固定資産購入の概況を列記してございます。

下段（３）は受託事業費の概況ですが、該当事項はございません。

44 ページを御覧ください。

上段（４）に保存工事の概況、（５）の修繕工事の概況を列記してございますので、御確認をお願いいたします。

45 ページをお開きください。

3. 業務、アは令和４年度業務量を列記してございます。

46 ページを御覧ください。

上段イは月別処理水量であり、下段ウにつきましては、月別有収水量を示したものでございます。

47 ページをお開きください。

上段（２）は事業収入に関する事項で、営業収益、営業外収益、特別利益、各項目の金額、構成比の前年度比較を行っております。

下段（３）のアは事業費に関する事項のうち、事業費用でございます。

営業費用と営業外費用及び特別損失の各項目の金額、構成比較を行っております。

48 ページを御覧ください。

イの費用構成の表でございます。

項目の構成比や有収水量１立方メートル当たりの単価を、前年度比較を行っております。

49 ページをお開きください。

4. 会計（1）企業債及び一時借入金の概況でございます。

これは、冒頭、総括事項で概要を報告させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

イの一時借入金については、令和4年度中の借入れはございませんでした。

次に、（2）その他会計経理に関する重要事項でございます。

アの経理方法の変更、イの他会計借入金でございますが、該当事項はございません。

ウの消費税につきましては、冒頭、総括事項で報告させていただきましたが、その内訳を記載してございます。

次に、50 ページをお開きください。

これより決算書となります。

令和4年度下田市下水道事業決算報告書でございます。

予算に関する執行状況を示しております。

冒頭の事業報告書と重複もございしますが、説明させていただきます。

まず、（1）収益的収入及び支出でございまして、こちらは税込額で表示しております。

収入でございますが、1款下水道事業収益は、予算額8億9,936万5,000円に対しまして、決算額8億9,325万489円で、執行率は99.3%でございます。

その内訳としまして、決算額で1項営業収益1億4,093万7,765円、2項営業外収益7億5,231万2,724円、3項特別利益はございません。

次に、支出でございますが、1款下水道事業費用は、予算額7億5,846万円に対しまして、決算額は7億2,254万9,418円で、執行率は95.3%でございます。

その内訳としまして、決算額で、1項営業費用は6億7,526万8,071円、2項営業外費用は4,719万5,084円、3項特別損失は8万6,263円、4項予備費はございませんでした。

51 ページをお開きください。

（2）資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入は、予算額2億7,482万3,000円に対しまして、決算額2億3,992万9,030円で、収入率は87.3%でございます。

その内訳としまして、決算額で1項企業債は9,800万円、2項他会計からの出資金4,563万1,000円、3項国庫補助金9,390万円、4項受益者負担金は239万8,030円、5項固定資産売却代金はございませんでした。

次に、支出で、1款資本的支出は、予算額6億8,038万9,000円に対しまして、決算額6

億 7,326 万 4,981 円で、執行率は 99.0%でございます。

その内訳といたしまして、決算額で、1 項建設改良費は 2 億 2,940 万 6,152 円、2 項企業債償還金は 4 億 4,385 万 8,829 円でございます。

52 ページを御覧ください。

令和 4 年度下田市下水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額でございます。

1 の営業収益は、1 億 2,812 万 5,241 円、2 の営業費用は 6 億 5,577 万 2,911 円で、営業利益はマイナス 5 億 2,764 万 7,670 円となるものでございます。

次に、3 の営業外収益は、7 億 3,489 万 3,862 円、4 の営業外費用が 4,719 万 3,133 円で、経常利益が 1 億 6,005 万 3,059 円となり、5 の特別利益はなく、6 の特別損失は 8 万 6,263 円でしたので、当年度の純利益は、1 億 5,996 万 6,796 円となるものでございます。

前年度繰越利益剰余金はなく、その他未処分利益剰余金変動額 1 億 4,273 万 4,308 円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は 3 億 270 万 1,104 円となるものでございます。

次に、53 ページ、54 ページをお開きください。

令和 4 年度下田市下水道事業剰余金計算書でございます。

こちらも消費税抜きの金額となっております。

まず、資本剰余金でございますが、当年度は変動ございません。その結果、令和 4 年度末残高は、4 億 9,165 万 4,702 円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございます。

減債積立金は、前年度処分後残高 1 億 4,273 万 4,308 円から当年度減債積立金の取崩し 1 億 4,273 万 4,308 円を差し引いた 0 円が当年度末の残高となります。

利益積立金、建設改良積立金とともに、期首残高はなく、当年度変動額もないことから、当年度末残高はゼロでございます。

当年度未処分利益剰余金は、前年度処分後の残高はなく、減債積立金取崩し額 1 億 4,273 万 4,308 円に当年度の純利益 1 億 5,996 万 6,796 円を加えた 3 億 270 万 1,104 円が当年度末残高となります。

次に、53 ページ下段の令和 4 年度下田市下水道事業剰余金処分計算書でございます。

地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき制定しました下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例第 2 条 1 項に基づき、未処分利益剰余金につきましては、資本的支出の補填財源として使用した 2 億 120 万 2,978 円を資本金に

組み入れ、残余の1億149万8,126円を減債積立金に積み立てる処分を行ったものでございます。

次に、55ページをお開きください。

令和4年度下田市下水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してございます金額、109億7,579万9,667円となっております。

56ページを御覧ください。

負債の部で、負債合計は94億831万1,816円でございます。

57ページをお開きください。

次に、資本の部で、資本合計が15億6,748万7,851円となり、負債資本合計は109億7,579万9,667円となり、前ページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

58ページを御覧ください。

令和4年度下田市下水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動におけるキャッシュ・フローが3億9,680万3,283円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億2,237万3,847円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス3億22万7,829円となり、資本減少額が2,579万8,393円となるものでございます。

令和4年度資金期首残高1億6,344万2,765円から資金減少額を減じますと、資金期末残高が1億3,764万4,372円となるものでございます。

次に、59ページの注記でございますが、地方公営企業法施行規則第35条に基づき、添付してございます。

次の60ページから69ページにつきましては、附属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について及び認第10号 令和4年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 認第9号及び認第10号の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

12 番 沢登英信君。

○12 番（沢登英信君） 水道事業につきましては、おおむね良好に運営がされていると、こういう評価ができようかと思うんですが、その中でも、この本年度の配管破損件数が 19 件あったと、前年度より 2 件減であるけども、19 件あったということですが、その主なる原因っていいですか、場所や原因はどの辺にあるのかということ、まず、お尋ねをしたいと思います。

それから、本年度の年間有収水量が前年と比べまして、5 万 3,546 トン立米増えたと、1.7%の増だということで、好ましいことだと思いますが、コロナが終わって、どの辺でこの有収水量が上がったのか、旧町等は住む人がなくなって、水を使うという状況は少なくなっているのではないかと思います、その点、どのように分析をされているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、もう 1 点、未収金につきましてお尋ねをしたいと思います。

貸借対照表の中に未収金があるかと思うんですが、20 ページでしょうか、5,510 万 7,754 円だと。料金の中で徴収が至らない月等もこの中には含まれているんだらうと思うんですが、未収金の現状、主なるところはどういう現状にあるのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、それに伴います未収金の引当金が 865 万円ほど出ておりますが、この引当金については、今年度はどういう運用をされているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） まず、破損の 19 件の内訳でございますけれども、まず、石綿管の接合部分の折れであったり、パイプが裂けていたものが 2 件、あと、鋼管、鉄のスチールの管の穴が空いた部分の補修、それが 4 件、塩ビ管のソケットの割れであったり、分水栓の漏水が 11 件、鋳鉄管の、同じく分水栓等の漏水が 1 件、その他消火栓部分の漏水が 1 件の、19 件でございます。

有収水量の増えた原因ですけれども、実は、漏水調査の結果、かなり量の多い漏水が見つかりまして、そこを補修したことによって、有収水量が増えた。それが主な原因と考えていただきたいと思います。

すみません、未収金の関係ですけれども、こちら、とりあえず収入の原因が発生した時点で未収金になってしまいますので、多分おっしゃられてる、納期限が来たのに頂けてない使

用料とか、そういった関係につきましては、すみません、今、データを持ち合わせておりませんので、決算の委員会のほうで、また説明させていただきたいと思います。

あとは、貸倒引当金ですかね、これは、そもそも一定の貸倒れを見込んで積み立てているものでございまして、その貸倒れ引当金を費用に充てているかどうかは、すみません、こちらも委員会のほうで説明させていただきます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） もう1点お尋ねしたいと思いますが、このところ、どこの地区にも水道が行くように、未収地区の解消というのを進めてまいっていると思うんですが、現在、水道が行っていないところほどの地区で、それらについては、今後どのようにお考えになっているのか、4年度におきます水道が行ってないところへの対応はどうであったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） 今、水道が行ってないところですけども、大沢地区の一部、あと、稲梓は加増野地区と横川の一部、須原の一部などがございます。

須原地区につきましては、今年度も管渠の築造工事を予定しております。上大沢についても、給水範囲を広げる工事を進めております。

地区によって、要望いただいているところから順次対応していくことと、あと、どのような方法がいいのか、落合からの水を送り続けるというか、ポンプで加圧して送ることがベストの方法なのかとか、そういうことも考えつつ、対応していくしかないのかなとは考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 横川、須原と、特に須原地区については、河津町との接するところであろうかと思うんですが、下田の稲生沢川の源泉地区ではありますけども、隣町との協力体制ということは検討されているのか、そういうことはできないのか、すべきでないのか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） 確かに地理的には、河津の逆川地区と須原はほぼ接しておりますので、パイプの接続は可能なかもしれませんが、例えば逆川地区にしても水源が豊富にあるという状況ではないと伺っておりますので、今の状況で簡単に逆川から水を引

くのはいいのかどうかということとはございますが、今後どういった形で連携が取れるのか取れないのかということは、協議をしていければなどは思っております。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君） 一昨日の一般質問でもちょっと取り上げさせていただいたんですけれども、須原の八木山の周辺の土砂災害に伴う工事がこれから行われるところなんですけど、あの辺りの水道がこれからまた工事が続いて、二、三年後には八木山の集会所のほうまで行くのでってというようなこともありまして、同時に、地元の方から道路の整備の要望も来ておりまして、建設課のほうと話したところ、上下水道課のほうの工事が、今度始まりますものですからってというようなことで、住民の方にもそのように御説明したんですが、その辺り、水道は水道だけではなくて、実は道路の下に埋設されるものなので、道路の新規工事みたいな側面も出てくるかと思うんですが、その辺の建設課と水道課、上下水道課の連携みたいなことは、どのようになっているのかっていうところをお伺いしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） 市道をはじめまして、国県道の場合もそうなんですけれども、埋設工事をやるに当たっては、協議であったり届出であったり、許可申請を出すことになっております。

下田市道の場合ですと、建設課長と私の、課長同士の協議というような形になりますけれども、どこの工事をやるかという連絡は取り合います。

ただ、水道の埋設工事のために掘った部分の舗装復旧につきましては一定の基準がございまして、水道管、全く水道で手をつけなかった部分まで道路の舗装直せるかというのと、水道の費用でそれをやることはできない。水道の費用で直していい範囲は、穴を掘ったところの部分から両側何センチとか、こういう場合はここまで直してもいいとかっていう一定のルールがございまして、上下水道課としては、そのルールにのっとってできる範囲をやりつつ、あとは、もう建設課と連絡を取り合まして、建設課のほうでも、この部分は直す必要、優先順位が高いよっていう場所であれば、一度に全面舗装かけてしまったほうが、市民の利便性のためにもいい部分はございまして、その辺は協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、認第9号に対する質疑を終わります。

次に、認第10号 令和4年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 決算書の39、40ページ、関連いたしますページで、公営企業の概要ですと、31ページでございます。

汚水処理原価ということで、少し今年度は、前年度より19.14ポイント減ってしまったということで、60.14%となっております。この決算書の中の表ですと、令和2年度辺りですと、84.92%ということで、大分、経費回収率が落ち込んで見られます。その要因としては、原価処理に必要な汚水処理費の増額が要因かと思われま。

令和2年度の1億6,400万を境に、令和3年、令和4年と上がってきております。

また、決算書の48ページを見ますと、前年度比較で職員給与費や委託料の増加が見られます。

(2)では経営指標に関する事項ということで、コメントの記載がございますが、この経費回収率の低下について、どのような分析をされているかお聞かせいただければと思います。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） まず、費用の増加の原因といたしましては、一つは電気代の高騰が挙げられます。昨年度、実は電気代が高騰した分、値上げ分だけで約1,000万弱、900万弱ぐらいの費用が増加しております。

それと、もう1点は、包括委託をしている処理場のほうなんですけれども、5年ごとに契約更新してるんですけれども、今回、4年度から新たな契約の期間に入りまして、その切替えの段階で、5年前との人件費の増加なども考慮された委託料の増加が原因となっていると考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 細かな点については、決算審査特別委員会の委員の皆様をお願いしたいと思いますが、この経費回収率が今後も60%台で推移するという予測であれば、恐らく使用料の適正化に取り組んでいくのではないかと思います。

今のお話ですと、経費の抑制というのは恐らく難しいような御答弁でございましたので、その点について、使用料の改定、適正化についても、決算審査特別委員会の中で、令和4年度決算に基づいて、必要性について議論していただきたいと要望し、終わらせていただきます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 1点だけお尋ねしたいと思います。

水道事業のほうは、一昨年、10人で賄ってきたものが9人、1人減にしたと。そして、下水道のほうは去年と同じ体制の5人でやってると、そういう形で出されているわけですが、職員のこの状況としては、こういう状況で十分体制が取れてるのかどうなのかお尋ねをしたいと思いますし、実態的な運営は、三機に委託をお願いをしているという、こういう形態になっていようかと思しますので、職員の体制の在り方っていうんでしょうか、実情についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） 職員数でございますけれども、私は上下水道課長としては、初めて今年度から務めさせていただいておりますが、当時、まだ水道と下水道が分かれていた頃、二十数年前に、下水道課の職員として在籍した頃は、一つの課として課長がいて、係が三つ、確かあったときだったと思うんです。

今は上下水道課になった時点で、課長は1人になって、係も一つになってしまったということで、水道で言えば、業務係と工務係が一つの係になってしまってることもあって、今、係長以下4名のうち、係長が技術的な分野が分かる人間ですけれども、職員3人のうち1人は技術職員ですが、2人は事務系の職員ということで、技術の継承みたいなことから言えば、私の個人的な考え方としては、もう1人、技術的な職員がいて、事務的な職員と2人ずついて、人事異動のときに、その2人の職員のタイミングがずれて行く、一度にその技術系なり事務系の2人が、職員が2人とも動くようなことがないように配慮していただいて、事業の継承ができれば一番いいのかなとは、その辺は、すみません、市役所全体の人事にも関係することで、私がとやかく言うことではないとは思いますが、この半年、見てきて、できれば、今的人数で、じゃあ、充足してるのかなと言われる、なかなか、はいとは言い難いのかなとは思っております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12 番沢登英信君。

○12 番（沢登英信君） 今年度につきましては、新しいこの管渠の築造するというところはなくて、従来の敷かれてるところを維持してきたと。で、マンホールを中心に改良工事をしましたよと、こういう報告であったかと思うんですが、やはり、市内の平滑川にしましても、小魚や、カモが戻ってくるとか、フクとか、大変環境が整備されて来てよいかと思うわけです。

そういう意味では、大変、下水道事業は重要な、下田市観光地にとって、事業だと思んですが、災害に対しても下水道が大きな役割を果たすと、こういうことから考えますと、全て事業を委託してしまえばいいんだってことではなくて、この体制から見ましても、課長が兼務するにしても、責任者としての課長補佐がここで誰もいないと、全部係で1係ですよと、こういう体制では、私は不十分だと思うわけです、状況がですね。

下水道におきましても、10人いたものが9人、水道も二十数人いた者は現在10人程度だと、それは全部、今までの水をつくるというようなことは、委託で三機等に頼めばいいんだと、こういう体制を、やはり給食事業におきましても、民間が倒産して放棄するっていうのは、こういう事情ができてるわけですから、今こそ、そういう意味では、当局として、人事の体制をフォローして、なるだけ直営でできる、あるいは災害に対応できる職員をきっちり採用し、配置をするというようなことを検討していただきたいということを要望と申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、認第10号に対する質疑を終わります。

以上で、認第9号及び認第10号の各会計の決算認定に対する質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第9号及び認第10号の令和4年度下田市公営企業会計の歳入歳出決算2件につきましては、決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、

議長より指名いたします。

1番 柏谷祐也君、2番 大西將由君、3番 浜岡 孝君、4番 土屋 仁君、6番 天野美香君、7番 岡崎大五君、11番 鈴木 孝君、12番 沢登英信君、以上の8名を決算審査特別委員会の委員に指名し、選任いたします。

ここで、ただいま選任されました委員の方は、決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただくため、委員会を開催していただきたいと思います。委員の方は第1委員会室へお集まりください。

ここで、暫時休憩とします。

午後2時07分休憩

午後2時12分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、御報告申し上げます。

休憩中、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に沢登英信君、副委員長に浜岡孝君が選出されましたので、御報告いたします。

◎報第6号、報第7号の説明・質疑

○議長（中村 敦君） 次は日程により、報第6号 令和4年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第7号 令和4年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の報告を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志君） それでは、報第6号 令和4年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の11ページをお開きいただき、併せて議案説明資料の1ページから7ページを御用意ください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて、次の通り報告するものでございます。

各指標につきましては、議案表中に記載のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は

棒線表示、実質公債費比率は6.2%、将来負担比率は48.9%でございます。

また、表内括弧内に記載の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条で定められた、それぞれの自治体の標準財政規模に応じた基準であり、本市の早期健全化基準を示しております。

早期健全化基準は、いわゆる黄色信号を示しているもので、本市の場合は実質赤字比率が14.19%以上になると、早期健全化の対象となるものでございます。

以下、他の指標も、本市の比率がそれぞれ記載された基準を超えた場合、早期健全化の対象となり、財政健全化計画を策定することとなるものでございます。

それでは、健全化比率の内容につきまして、議案説明資料により御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

健全化判断比率の概要でございますが、1の実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、本市における普通会計に相当する会計は、一般会計、下田駅前広場整備事業特別会計及び公共用地取得特別会計の3会計でございます。

この3会計の純計額において、繰上充用等の赤字額はございません。

なお、資料4ページ、1の①の表（純計）一般会計に係る実質収支の表を御覧ください。その右下側を御覧いただきますと、実質赤字比率はマイナス14.47%で示されておりますが、実質赤字比率は黒字の場合にマイナス表示とされるということで、14.47%の黒字ということでございます。

説明資料の1ページに戻っていただき、2の連結実質赤字比率でございますが、連結実質赤字比率は下田市の全会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、この指標も実質赤字比率と同様、赤字額はございません。

説明資料の5ページ、総括表の②連結実質赤字比率等の状況（令和4年度決算）表の右側の一番下を御覧いただきますと、連結実質赤字比率はマイナス26.67%と表示されておりますが、実質赤字比率と同様、26.67%の黒字ということでございます。

説明資料の1ページにお戻りください。

3の実質公債費比率でございますが、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、説明資料6ページ、総括表③実質公債費比率の状況（令和4年度決算）の中段の一番右側にありますように、実質公債費比率は3か年平均で、地方債許可額基準の18%を下回る6.2%となり、前年度の5.9%

と比較して、0.3ポイント悪化しております。

単年度におきましては、6.81721となり、前年度の6.35635から0.6086ポイント増加しております。

説明資料の2ページをお開きください。

将来負担比率でございますが、将来負担比率は一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、説明資料7ページ、総括表④の将来負担比率の状況（令和4年度決算）の下段の一番右側にありますように、48.9%で、前年度の58.0%と比較して9.1ポイント改善しております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第6号 令和4年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） 続きまして報第7号 令和4年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、令和5年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告するものでございます。

議案説明資料の8ページをお開きください。

資金不足比率でございますが、これは公営企業における資金不足分の状況を表したもので、この比率が高くなるほど、当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

経営健全化基準は20%とされており、これを超えた場合は実質赤字を解消するために、議会の議決を経た上で、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率は、資金の不足額を事業の規模で除して算出されます。

アからエは、それぞれの額の算定式でございます。

次に、説明資料の9ページから12ページが資金不足比率等に関する様式となっております。

11ページをお開きください。

右端（8）の公営企業の数値はいずれもプラス、すなわち剰余金が発生しておりまして、不足額はなしとなります。結果、資金不足比率算定式の分子がゼロとなりますので、次の

12 ページの左端（9）にあります。資金不足比率はなしとなるものでございます。

議案件名簿の 12 ページにお戻りいただきまして、表でございますが、下田市水道事業会計、下田市下水道事業会計、下田市集落排水事業特別会計は、それぞれ資金不足比率はなしとなるものでございます。棒線表示となっております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第 7 号 令和 4 年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦君） 当局の報告は終わりました。これより各報告ごとに質疑を行います。

まず、報第 6 号 令和 4 年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を許します。

12 番 沢登英信君。

○12 番（沢登英信君） 11 ページ、報第 6 号の将来負担比率についてお尋ねしますが、説明資料の 7 ページに、その理由とございますか、が記載がされていようかと思いますが、この表の説明、恐れ入りますが、詳しくしていただきたいと。

それから、今後、庁舎の建設、あるいは広域ごみ処理、その他含めて、グランドホテルもやるってようなことになれば、大変なこの起債を起さざるを得ないと、こういうことになっていようかと思いますが、そういう、この起債、借入金についての見込みというのは、この表にどのように反映されてくるのかと、この表のどこにそういう数字が上がってくるのかと、それは上がってくるのはいつの時点なんだというようなことを含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） それでは、将来負担比率について御説明申し上げます。

まず、将来負担比率につきまして、簡単な言葉でちょっと説明させていただきたいと思っております。

こちらについては、基本的に、将来負担する必要のある債務、つまり、現在ある地方債の残高ですとか人件費、全職員が一斉に退職してしまったらといったものですね、そういった部分、そういったものを解消するために、税収分の、税収等の全収入、一般財源を用いて充てたら、何年分でそれを解消できるかというのを表してございます。

ですから、それが 100%であれば、1 年分ですよという形を表している数字でございます。

7 ページを御覧ください。

7 ページの御説明ということ、ちょっとさせていただきます。

表が3段に分かれているかと思います。こちら、下の一番、表が計算式になってございませぬ。上が将来負担額とということ、まず、左の表を見ていただくと、地方債の現在高という形になっています。これは紛れもなく、令和4年度決算時点における地方債の現在高でございませぬ。

あと、これは一般会計だけではございませぬ。全ての会計ということで、あと、個々、公営企業、数字が入ってるところで言いますね。公営企業等の地方債残高、水道、下水道、集落排水といったところですね。あと、組合負担等の見込み、こちらについては、一組等、あと、退手組合の負担金とか、そういったものも入っています。こちらのほうのやつですね。

あと、すみません、退手組合員のほうは、次の隣ですね、退職手当の負担金等の見込み。これは、下田市のほう、退手組合負担金というの、退職手当組合というのに入ってますけれども、そちらだけではなく、現在の職員が辞めてしまったらという部分の試算でございませぬ。

上が、まず将来負担額というものでございませぬ。

ですから、今後、事業を行う場合、地方債を借りずに、全て現金で行った場合には、ここ、数字は出てきませぬけれども、通常、例えば庁舎であると緊防債ですとか、そういったものを借りていくという形になりますので、その決算年度で借りた地方債については、地方債の現在高のところに乗っかってくるということになります。

下の充当可能額というのは何を示してるかといいますと、充当可能基金、こちらについては、下田市の全基金が載っかってます。財調や減債基金だけではないです。仮にの話です、ほかの目的基金というのは何にでも使えるというものではありませんけれども、仮にとということですので、下田市が解散した場合に、持ち金全部、全ての基金を充てることのできるという前提でつくっております、の全基金が載っかっていると。

あと、充当可能の特定収入というの、例えば都市計画税等、そういったものでございませぬ。あと、市営住宅の収入とか家賃とかが入ってくるかと思えます。

そして、一番右の基準財政需要額算入見込額というのがありますけれども、地方債というのは、交付税措置というものがございませぬ、多くの場合ですね。ですから、目に見える借金全てが下田市だけで払うっていうものではございませぬ。そのうち、例えば緊防債でいいますと、70%が交付税算入されるということですので、地方債は10あったとしましても、後で交付税が7来るといいう形になります。

ですから、その交付税の算入見込額がここに載っかってございませぬ。

その下のところですね、標準財政規模っていうのは何かといいますと、基本的に、先ほど、

交付税の算定のときに出されます数字でございますけれども、こちらは日本全国一律で交付税の算定のときに出される数字でございます。

通常の税収とか、どのくらい入ってくるか、一般財源としてどのくらい入ってくるかというので、これを大体比較するときに使うと。標準財政規模で何割ぐらいかという数字でございます。

まず、標準財政規模から算入公債費等の額を引くと。これは、交付税上、公債費として算入されているものをここで引くと。分母ですね、で、上のほうからは、A将来負担比率、一番上の合計ですね、そこから充当可能なBを引くという形です。

それで出された数字が48.9%ということになります。

基本的には、こちらのほうは、こういった形で個別に説明しても、なかなか難しいかと思うんですけども、基本的に、経済でいうところのストック指標と呼ばれるものでございまして、簡単に言うと、冒頭申し上げた、何年分の一般的に収入、使える収入をつぎ込んだら、将来にわたって債務が解消されるかというものを表しているというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ありがとうございます。この二つ目にあります債務負担行為に基づく支出予定額はゼロだと、ここはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

令和4年度におきます債務負担行為はゼロであったと、こういう理解でよろしいのか。どういうことで、この項目がゼロになるのかお教えいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） こちらにつきましては、現在、予算で、一般会計であります債務負担ではなく、例えば一組等に対する債務負担、外部のものに対する負担を債務負担しているものというものでございます。

ですから、下田市につきましては、例えば一部事務組合に債務負担行為等、規定しているもの、ございませんので、こちらには乗ってこないという形になります。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君、3回目です。

○12番（沢登英信君） そうしますと、この将来負担比率のこの数字の中には、一般会計におきます債務負担の数字は反映されないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） こちらの表の中には反映されてございません。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、報第6号 令和4年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第7号 令和4年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。これをもって、報第7号 令和4年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を終わります。

◎報第8号の説明・質疑

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、報第8号 債権放棄の報告についてを議題とします。当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） それでは、報第8号 債権放棄の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

本報告は、下田市債権管理条例第13条第1項の規定によりまして、債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

債権所管課は上下水道課で、債権名は水道料金でございます。

放棄理由といたしましては、同条1項2号事由の破産免責によるもの4件、放棄額2万821円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第8号 債権放棄の報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。報第8号 債権放棄の報告についてに対する質疑を許します。

12 番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） この4件の内容は、個人なのか法人なのか、どういう組織であるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） 個人でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、報第8号 債権放棄の報告についてに対する質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

なお、16日、17日、18日は休会とし、19日の午前10時から本会議を開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後2時36分散会